

7-No.7 令和7年12月22日

令和8年1月1日から 「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用を開始します！

これらが発令された場合、林野や林野への延焼危険がある場所での「火の使用制限」が課せられます。

■ 運用開始となる経緯

令和7年の大船渡市の大規模山林火災をはじめ、近年、大規模な林野火災が多発し甚大な被害が発生しました。この教訓から、総務省消防庁が林野火災予防の実効性を高めるために提唱し、林野火災への警戒をより一層強化するために「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用が始まることとなりました。

■ 林野火災注意報

林野火災予防上で「注意」を要する気象条件となった場合に「林野火災注意報」を発令します。

➢ 火の使用制限は「**努力義務**」が課せられます。

【林野火災注意報の発令指標】

次のいずれかに該当した場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき

■ 林野火災警報

林野火災予防上で「危険」な気象条件となった場合に「林野火災警報」を発令します。

➢ 火の使用制限は「**義務(罰則あり)**」が課せられます。

【林野火災警報の発令指標】

林野火災注意報に加え、強風注意報が発表された場合

■「林野火災注意報」「林野火災警報」が発令された場合の「火の使用制限」について

火災予防条例第29条の規定により、次の「火の使用制限」が課せられます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

■ 発令周知について

発令した場合、防災行政無線や消防車両巡回などにより、住民への周知、警戒パトロール、広報等で周知いたします。ご協力をお願いします。

■ 発令時に「火の使用制限」に従わなかった場合について

火の使用制限に違反した者に対して、「30万円以下の罰金又は拘留」に処することが、消防法で定められています。



2023年4月に発生した坂城町山林火災



問い合わせ先
千曲坂城消防本部
予防課 予防係
電話 (代) 026-276-0119
Mail yobou@fdcs.or.jp

